

江戸川区運送事業者等燃料費高騰対策支援金

よくあるご質問

- Q** 先月廃業しました。交付対象になりますか。
- A** 交付対象になりません。申請時点で事業を継続している事業者様を対象としています。
- Q** 緊急性の高い荷物等を配達する「バイク便」事業を営んでいますが、交付対象事業の「軽貨物運送事業者」として認められますか。
- A** 「貨物軽自動車運送事業」の届出をし、受理されている場合には対象となります。なお、「貨物軽自動車運送事業」として使用できる「二輪車」は「軽自動車（125cc 超 250cc 以下）」と「小型自動車（250cc 超）」と規定されておりますので、例えば「原動機付自転車によるフードデリバリー配達員」は支援対象になりません。
- Q** （法人）添付書類の「履歴事項全部証明書」はどこで取得できますか。
- A** 法務局で取得できます。オンラインで交付請求することも可能です。
- （参考）東京法務局 江戸川出張所 江戸川区中央1丁目16番2号
電話：（03）3654－4156（代表）



Q (法人) 添付書類の「確定申告関係書類の写し」は、「交付要領」や「申請書兼請求書」に記載されている(ア)～(エ)全ての書類の提出が必要ですか。

A トラック運送事業者、タクシー事業者、貸切バス事業者の皆さまは、(ア)～(エ)の全ての提出が必要です。

それ以外の事業者様は、(ア)及び(イ)を提出いただきます。

Q (法人) 添付書類の「確定申告関係書類の写し」のうち(オ)「交付対象事業のみの年間売上高が証明できない場合」とはどのような意味ですか？また、「当該売上高が分かる書類」とは何ですか？

支援金の交付対象事業(例：一般貨物自動車運送事業)以外の事業を兼業されている場合において、(ア)～(エ)の書類に、“兼業事業も含めた総事業の年間売上高の記載はあるが、支援金の交付対象事業のみの年間売上高の記載が無い”ことを意味しています。

その場合には、(ア)～(エ)に加え、指定の様式はありませんが、

【例】として記載した決算書・売上台帳等、交付対象事業のみの年間売上高の証明ができる書類をご提出ください。



Q 申請からどのくらいで入金されますか。

A 混雑状況等にもよりますが、通常、申請から1ヶ月程度でのお振込みを予定しています。書類の不備等がある場合はこの限りではありません。

Q 予算が無くなり次第終了（先着順）ですか。

A 先着順ではありません。申請期間（6月1日～8月31日）中に申請をいただいた場合には、交付対象となります。

申請方法などの詳細につきましては

「江戸川区運送事業者等燃料費高騰対策支援金 交付要領」をご覧ください。

